

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会主催  
産業廃棄物処理に係る「第25回 実務者研修会」開催



排出事業者及び廃棄物処理業者の実務担当者を対象に、産業廃棄物の基礎知識、委託契約、マニフェスト、帳簿等に重点をおいた「第25回 実務者研修会」が、10月23日(火)午前10時から名古屋国際会議場（名古屋市熱田区）において、77社132名参加のもと開催されました。

開会の挨拶で事務局専務理事 渡邊 修氏は、「廃棄物処理法は改正が多く、5年ごとに見直すということが趣旨ですが、丁度その時期に食品廃棄物の不適正処理事案が起こり、改正内容が規制強化の方向となりました。法律違反を犯せば行政処分を受け、最悪の場合は業の取り消しを受けてしまいます。実務担当者は法律を正しく理解し業務に当たることが重要です。」と述べ、その後同氏が講師となり、「産業廃棄物処理の基礎」について研修を行いました。最近の法改正情報では、水銀廃棄物の規制の概要、許可申請の添付書類の様式を統一、ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部改正、昨年6月16日公布された改正の概要（①廃棄物の不適正処理への対応の強化、②有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、③その他）、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則の強化等について具体例を挙げた解説がありました。

また、「廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化（排出者責任）」として、①産業廃棄物の自社保管に関する届出制の

創設 ②建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について ③建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化、について説明がありました。参考として、排出事業者による現地確認では、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の最新の情報として、愛知県環境部のホームページを参照してくださいとのことでした。

「電子マニフェスト」は、事務局環境アドバイザー 相宮良一氏が講師となり、マニフェスト制度はすべての産業廃棄物に義務付けられており、特に2020年4月からは特別管理産業廃棄物多量排出事業者（P C B廃棄物は含まない。）に、紙マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストの義務化について強調されました。

「産業廃棄物の委託処理と委託契約」、「帳簿」は、事務局長 小坂元信氏が講師となり、委託契約書の作成等、即活用できる作成要領について実践に即した手順の説明がありました。例として、「産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書」では、収集運搬に関する事業範囲について、荷物を積む県と降ろす県が異なる場合は各々の県について記載する、委託金額に変更がある場合は覚書を取り交わす、など具体的な記載例を挙げました。再委託契約は責任の所在が不明確となるため、原則禁止と定められておりますが、受託者の車両や施設の故障などやむを得ない事情等により、排出事業者から再委託について、書面による受諾を得れば再委託ができるとのことです。廃棄物データシート（W D S）の記載では、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、の項目が追加されたことについて案内があり、質疑応答後研修会を終了しました。



愛産協のホームページでは、産業廃棄物に関する最新情報がアップされていますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

